

会 議 録

1. 会議名

上越市都市計画審議会

2. 議題（公開・非公開の別）

付議案件（公開）

第1号議案 上越都市計画区域区分の変更（大貫東地区）

3. 開催日時

平成26年8月26日（火）午前10時00分から午前11時00分

4. 開催場所

上越市役所4階 402・403会議室

5. 傍聴人の数

2人

6. 非公開の理由

なし

7. 出席者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：伊藤 忠雄、浦壁 澄子、関 由有子、竹山 貞子、田村 三樹夫、
中出 文平、羽尾 羨子、宮崎 朋子、芦屋 秀幸、鈴木 興次、
木澤 勝、平澤 しず子、田中 弘邦、吉村 久子、村椿 正子、
上野 公悦、内山 米六、大島 洋一、草間 敏幸、中村 好男

・事務局：（都市整備部） 市川部長
（都市整備課） 宮崎課長、佐藤副課長、竹田係長、渡邊係長、石橋主任、
大島主任、三井田主任、大橋主事
（下水道建設課） 山本課長、名倉副課長、石澤係長

8. 発言の内容

佐藤副課長： 皆様、おはようございます。本日は足もとの悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、「上越市都市計画審議会」を開催いたします。私は、本日の進行役を務めます都市整備課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の交代及び欠席について、ご報告させていただきます。前回の審議会から5名の交代がありました。順に報告させていただきます。まず4月1日付けで、上越地域振興局長として鈴木様をご着任されましたので、折笠委員から鈴木委員へと交代されています。また4月28日の農業委員会委員の改選に伴い、佐藤委員から平澤委員へ交代していただいております。5月22日に市議会役員の改選があり、そのことに伴い、飯塚委員、滝沢委員、中川委員の3名から草間委員、大島委員、内山委員へと交代されています。任期は、前任者様の残任期間となります。今月8月末日までとなっております。委員交代の報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、委員のご欠席につきましてご報告いたします。笠原委員、佐

野委員、得丸委員、小林委員、三原田委員の 5 名の委員から欠席のご連絡をいただいております。また、芦屋委員はご都合がございまして、代わりといたしまして高田河川国道事務所 鈴木係長様より代理でご出席いただきますことをご報告申し上げます。

それでは、本日の審議会に諮問させていただく議案について、市長に代わり都市整備部長が、会長にお渡しいたします。

(都市整備部長が会長前に進み、諮問書を朗読)

佐藤副課長：ありがとうございます。続きまして、都市整備部長の市川よりご挨拶申し上げます。

市川部長：おはようございます。この 4 月から都市整備部長を務めております市川と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、大変ありがとうございます。

都市計画審議会は、まちづくりの骨格となる土地利用や都市施設など、都市計画における重要な案件について、委員の皆様からご意見を伺うためのものございまして、皆様には大切な役割を担って頂いており、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から市政に、ご理解とご指導を賜っているところでございますが、上越市のまちづくりのために、より一層お力添えをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、皆様からは、「上越都市計画区域区分の変更（大貫東地区）」について、ご審議をいただくこととなっております。

案件の詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、活発なご意見をお願い申し上げたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

佐藤副課長：続きまして、審議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の資料は、先般、送付させていただきました「次第」、「議案書」のほか、本日、お席にご用意いたしました「席次表」、「名簿」、「パワーポイント用の資料」、「意見書」の 4 種類をお手元にご用意させていただきました。過不足等がありましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。それでは、これより審議に入らせていただきます。上越市都市計画審議会運営規定第 2 条に基づき、中出会長から議長を務めていただきます。中出会長、よろしくお願いいたします。

中出会長：これより議長を務めさせていただきますが、速やかな議事進行にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

本日の会議の議事録署名人についてですが、今回は宮崎委員と吉村委員にお願いしたいと思います。お二方、よろしく申し上げます。
それでは審議に入らせていただきます。

先ほど諮問のありました「第1号議案 上越都市計画区域区分の変更」大貫東地区について、事務局から説明をお願いします。

宮崎課長 : おはようございます。本日ご審議いただく案件のご説明をさせていただきます、都市整備課長の宮崎でございます。よろしくお願いたします。

本日の案件は一件でございます。本案件は新潟県決定の案件でございます。都市計画法第18条第1項の規定により、新潟県から上越市に意見を求められており、本審議会の答申をいただいた後、市としての意見を新潟県に提出いたします。その後、新潟県では9月18日に予定されております、新潟県都市計画審議会で審議される予定になっております。

議案の説明をさせていただきます前に、議案書の後ろから2枚目のページをご覧ください。図面の中で、特定保留の引き出し線の先にあります都市計画道路は、平成25年8月30日に廃止しておりますが、基の図面を修正してありませんでしたので訂正をお願いします。

それでは議案書をお開きください。第1号議案、「上越都市計画 区域区分の変更」新潟県決定であります。

区域区分につきましては市街化区域内に居住される人口を推定した中で、必要な市街化区域の面積を定めております。定期見直しの中で、開発手法が確実で無いものについては人口のフレームを保留しております。それが人口フレームの中にあります保留する人口でございます。特定保留と一般保留とありますが、特定保留につきましては、場所を定めて保留するものであり、一般保留については場所を定めないで人口フレームだけを保留するものであります。今回変更にあたりましては、特定保留の場所を定めている人口フレームを市街化区域に編入するものであります。次のページをご覧ください。人口フレームの新旧対照表であります。下段の表、特定保留人口800人のうち200人を、今回市街化区域に編入する地区に配分することにより、上段の配分人口131,400人とするものであります。

次のページをご覧ください。変更理由でございます。特定保留区域 大貫東地区の全体14.3haのうち、整備の実現が確実となった、約4.6haを市街化区域に編入するものであります。

それでは詳細についてご説明申し上げます。スクリーンとお手元のパワーポイントの資料をご覧ください。

はじめに、上越市の都市計画区域について説明申し上げます。

上越市には、3つの都市計画区域があります。

赤く縁取りして表示してあります、上越都市計画区域は、市街化区域と市

街化調整区域の区域区分を行っている線引き都市計画区域で、大潟区の全域、合併前上越市と頸城区の一部からなります。水色で縁取りして表示してあります、柿崎都市計画区域は、用途地域のみを定めている非線引き都市計画区域で、柿崎区の一部からなります。緑色で縁取りして表示してあります、妙高都市計画区域は、用途地域のみを定めている非線引き都市計画区域で、妙高市の一部と上越市中郷区の一部からなります。本案件は、上越都市計画区域の区域区分に関する変更でございます。

次に図面は、上越都市計画区域を表示したものでございます。

上越都市計画区域は、赤枠で示した範囲であり、昭和59年に「都市計画区域」を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する「区域区分」を新潟県が定めています。今回、区域区分を変更する箇所は、赤丸で示した大貫東地区になります。

続いて、区域区分についてご説明申し上げます。

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画区域」を「市街化区域」と「市街化調整区域」に線引きする制度です。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的に市街化を図る区域です。市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、区域区分を行うことは、一般的に線引きと呼ばれています。

次に、上越都市計画区域区分の経緯について説明します。

上越都市計画区域の区分は、昭和59年に当初の都市計画決定を行っております。全体見直しは、平成3年、平成13年、平成21年の3回行っております。その他、随時編入、個別の市街化区域編入として、脇野田地区や八千浦地区などがございます。

次に今回の概要を説明します。

都市計画の種類は「上越都市計画 区域区分の変更」で、新潟県決定でございます。この案件につきましては国土交通大臣の同意を要する案件です。区域は上越市大貫4丁目地内の約4.6haです。

変更内容は、特定保留の大貫東地区の全体14.3haのうち、約4.6haを「市街化調整区域」から「市街化区域」に変更し、これに伴い、特定保留として配分する人口フレームを800人から600人へ変更するものです。

なお、人口フレームについては、今回の区域に200人が割り当てられる形となりますが、あくまでも市街化区域の規模を設定するために用いる人口フレーム上の数字であり、実際の居住人口とは異なるものです。変更の理由は、民間開発による計画的な市街地整備の実施が確実となったためです。

続いて、今回変更する大貫東地区について説明申し上げます。

図の赤着色で示した箇所が、今回市街化区域に編入する区域です。JR高田駅から西側へ約1キロメートルに位置しており、県道上越新井線、通称「山麓線」に面しています。今回の変更は、特定保留地区の大貫東地区の全体14.3haのうち、民間開発による計画的な市街地整備が確実となった約

4.6ha を市街化区域に編入するものです。特定保留地区は、計画的な市街地整備が確実となるまで、市街化調整区域から市街化区域への編入を保留した地区のことで、上越市では現在、大貫東地区の1か所のみが特定保留地区となっています。

続いて、大貫東地区の特定保留の経緯について説明申し上げます。

先ほど、「上越都市計画区域区分は、昭和59年に当初決定を行った」と説明しましたが、その時に、図に示す「大貫地区」として面積約25.8haを特定保留地区に指定しました。その後、図の赤着色で示した大貫西地区において、民間開発による計画的な市街地整備が確実となったため、平成13年3月の第2回線引き全体見直しで、市街化調整区域から市街化区域への編入を行っております。このため、それ以降は、県道上越新井線の東側、約14.3haが、「大貫東地区」として特定保留地区となっております。そして今回、図の赤着色で示した箇所、面積約4.6haについて、大貫西地区と同様に、民間開発による計画的な市街地整備が確実となったため、市街化調整区域から市街化区域への編入を行うものです。こちらは、市街化区域に編入する大貫東地区を拡大した図です。赤着色で示す箇所、面積約4.6haを今回、市街化区域に編入します。緑着色で示す箇所、面積約9.7haについては、現在と同様に市街化調整区域となります。

次に、本案件の都市計画決定のスケジュールをご説明いたします。

5月と8月に、都市計画法に基づく縦覧をそれぞれ行った結果、8月の縦覧の段階で新潟県知事あてに意見書の提出が1件ございました。

意見書の内容につきましてはお手元に本日配布させていただいております意見書をご覧ください。提出された意見書につきましては、意見書の要旨からお読みしたいと思います。当該地の民間開発にあたっては、超過洪水を含めた洪水が下流部に悪影響を及ぼさないよう施工手順、施工時期を明確にし、その履行を確保することが必要である。というご意見であります。内容といたしましては、スクリーンのほうをご覧くださいと思いますが、下の赤く表示しております所が今回、市街化区域に編入する区域でございます。雨水排水につきまして現在整備を行っておりますが、下流の大瀬川まで流下しております。この部分についてのご意見でございます。これにつきまして市街化区域編入にあたりましては国の通達として「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について」に基づき、関係機関、国、県、市と協議を行い、調整池を設置することで協議が整っております。その内容といたしましては1時間の降雨強度126.99mm/hに対しまして、今回の市街地編入で開発行為後、増加いたします流出量、約1.4m³/秒の流出増加が見込まれております。この部分を調整池で流出抑制を図るものであります。調整池の容量といたしましては7,451m³で126mmの降雨が約2時間続いた場合に対応できるものとなっております。当該地区の開発によって下流部に悪影響を及ぼす恐れのないよう調整池の設置につきましては今後民間が行います開発行為の手続きの中で整備を行ってまいります。

次に今後のスケジュールも合わせてご説明をさせていただきます。今回都市計画審議会の答申を受けまして市が県に意見書を提出申し上げます。その後、9月18日に予定されております県の都市計画審議会においてご審議いただき所定の手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上、議案についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

中出会長 : ありがとうございます。ただ今、説明のありました、第1号議案「上越都市計画区域区分の変更」について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

中村委員 : 3つほどお聞きしたいのですが、市から送られてきた議案書の4項目に箇所別調書があるのですが、調書の(3)に市街化区域編入が保留される箇所について書いてありまして、9.7haが保留されるということですが、予定用途や編入理由が書いてありまして、どういうイメージで保留しているのかお聞かせいただけますか。それから、計画が具体化したら何区画ぐらい予定されているのかについても教えてください。次に、意見書にも載せられていますが排水のことですが、今整備中と書いてあるが、整備が終わると調整池をなくしても良いのか、それとも残しておかなければならないような整備をしているのか教えてください。

中出会長 : 議案書の4.箇所別調書の編入が保留される箇所の説明と、事務局からの説明の雨水排水の整備が終わった後の調整池の2つについて質問がありました。事務局のほうからお願いします。

宮崎課長 : 保留される残る区域の部分の用途かと思いますが、ここは市街化調整区域ですが用途存置ということで現在住居系の用途が定められております。従いまして予定用途といたしましては住居系ということで周辺を含めまして、そのように考えております。

それから、調整池の話ですが、雨水幹線が一時放流先としての整備が完了した段階で調整池は不要となります。

中出会長 : よろしいでしょうか。

中村委員 : もう一つ計画が具体化してきたら開発の戸数とか区画数が分かれば教えていただきたい。それから、先ほど説明ありました保留される編入理由がよくわからない。民間開発待ちということでしょうか。

宮崎課長 : 開発の戸数につきましては、現在検討している最中でございます。編入理

由につきましては、通常ですと区画整理事業とか確実なものということでございますが、現在民間開発で予定をされており、市街化区域編入した後、開発業者が開発行為の手続きに入りたいという意向でございます。

中出会長 : 中村委員、今の編入理由の説明は今無い予定箇所の方なのか、それとも保留される箇所についてどちらについてですか。

中村委員 : 私が聞いているのは、保留される箇所の説明がここに書いてあるのとちょっと違うのではないかと思うのですが。

中出会長 : 保留される箇所を何で民間開発と言っているのかについて説明願います。

宮崎課長 : 保留される区域につきましては、今の段階では、区画整理事業等の公共的な手法でのやり方は考えておらないところでありまして、民間開発を予定しております。従いまして、開発の確実性がない段階での市街化区域の編入をしないということでございますので、そのまま保留にしておくということでございます。

中出会長 : よろしいでしょうか。

中村委員 : 保留される箇所の予定の用途とか編入の理由が書かれているのがおかしいのではないのでしょうか。保留されるのであればここには保留される理由が書かれているのではないのでしょうか。

中出会長 : これは書式の問題であればこれでいいと思うのですが、様式が決まっています、市街化区域編入が保留される箇所というのも、いつになるか分からないが、いずれは保留フレームがあるので、基盤整備をするという熟度が上がった場合、そのやり方は二つあって、一つは民間であろうが公共であろうが、区画整理、市街地開発事業をすることで、もう一つは都市計画法 29 条の開発許可、今回編入される場所ですけど、民間が開発許可をとって整備する場合のどちらかなのですが、たぶん地元は区画整理の組合を立ち上げる気はなく、そうするともう一方の開発許可である民間開発というのしか編入理由が立たなくなります。予定用途については先程課長も説明していましたが、本来、市街化調整区域というところには、都市計画法の施行令だと思いますが、市街化調整区域には用途地域は指定しないことを原則とすると書いてあります。ここは特定保留として、用途地域を指定しておいて、それとかなり厳しい用途地域を指定することで開発を抑制していたわけで、今後もその用途地域をかけ続けて、市街化区域編入が実際に行われる事態に至ったとき、それは何年後かわかりませんが、そのときも今と同じ用途地域をかけ続けるという意味で、予定用途が住居系ということだと思います。

中村委員 : わかりました。

中出会長 : 他にいかがでしょうか。

上野委員 : 変更区域の北西部は、山間地に接しています。広島でも大規模な水害が起きていますが、きちんとした排水対策ができていない中で、乱開発が進んで行くと、同じような山間地から流下してきた雨水が排水できない危険性があるのではないのでしょうか。その辺の業者に対する指導、市の対策はあるのでしょうか。意見書も出ていますが、それについても絡めて、安心できるように説明してください。

宮崎課長 : ご説明いたします。当該地域の西側につきましては、既に開発が終わっております。そこにつきましても雨水排水につきましては、調整池を設けて対応しております。今回編入する部分についても、下流域への影響を及ぼさないように調整池を設定しております。なお、西側の区域につきましては、従前、里山と申しますか、少し小高かった部分の上を削って造成をしている区域でございます。背後の山間地域からの雨水の流入は無い場所でございます。雨水排水の今回整備をしている部分と申しますのは、既存市街地の排水不良の部分を改善するため着手しているものでございまして、既存市街地の排水をスムーズに河川に排水をするということと考えております。意見書の話も出ておりますが、今スクリーンの方でございます1番の暫定整備済みの部分がございます。ここが将来的にネックになるだろうということがございますが、現在整備をしております2番の区域、この点線と合わせて同時に実線で山麓線の西側に既存の水路がございますが、ここが流下能力が非常に少なかったということで、そこをまず優先に整備をさせていただいております。暫定区域の部分については、既存の流域で考えますと、流量は確保できているということによって、その後の整備、今2番をまず先に整備をしたのち、暫定部分の改修に入ってまいります。以上です。

上野委員 : 確認ですが今ほどの説明ですと、流下してくる水、雨水等について十分に今後の工事によって吸収できるから安心だというふうに理解すればよろしいですね。

宮崎課長 : 現在計画しております計画降水量に合わせた整備、その部分については概ねご安心いただいて結構かと思えます。

中出会長 : 計画図書の最後のページに 1/2500 の地図があるので、これを見てもらうと上野委員ご指摘の西側の開発のところについては、委員がおっしゃっていたのはたぶんもっと山のところもずっとあるのでしょうかけれども、少なくとも土砂災害の危険区域の指定は無いと思います。今回注目を浴びている広島の安佐地区とはだいぶ違うということが一つですが、もう一つ最後の図面を見

ていただくと、以前に平成13年に編入した西側の地区と今後の地区も含めて西側のところはかなり等高線が積んだ部分があってその西側に水路があって、東側の部分にも今問題になっている水路、河川とそれから雨水排水管と両方あるので要するに真ん中の部分が高いわけで、高田ウエストニュータウンと今回の開発を行ったときに水が全部川には流れ込むのは問題ですが、そういう意味では調整池を確保して他の所から水が、今の雨水排水幹線に流れ込んだとしても、ここの開発の影響ではないと言えます。また、今回開発する4.6haについては議案書の説明で言われていましたけれども127mm/hの降雨を想定していると1秒間に1.4tで調整池は127mm/hを約2時間ということです。今回の広島は異常中の異常で1時間に100mmも降ったわけですが、普通大雨だと10mm位です。20mm超えると災害扱いで、外を歩かないほうが良い。10mm/hを1/12すればよいので丸1日10mmの雨が降っても、そこで出た水は全部調整池で保つ計算になります。計画図を業者が出してきた時には土地の1/20位は調整池をとらないと許可はしないと都市計画法上なっていますので安心だと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見、質問がないようですので、第1号議案「上越都市計画区域区分の変更」については、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

中出会長：ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、第1号議案「上越都市計画区域区分の変更」について、原案のとおり答申することに決定させていただきます。

以上で、本日、諮問のありました議案の審議は終了いたしましたので、議長の任を解かせていただき、ここからの進行を事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

佐藤副課長：中出会長、ありがとうございました。只今、答申書をお持ちいたしますのでしばらくお待ちください。

(事務局、答申書を持ち込み、会長へ手交)

佐藤副課長：それでは、答申書の中出会長からご確認いただきたいと思います。

(会長が答申書を確認)

佐藤副課長：よろしいでしょうか。

それでは、これより答申に移らせていただきます。都市整備部長は、会長前へお進みください。

(部長が会長の前に進む。)

(会長が答申書を読み上げ、部長へ手交)

佐藤副課長： ありがとうございます。それでは、都市整備部長より御礼のご挨拶を申し上げます。

市川部長： 今ほど、委員の皆様方には慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。今後も、地域の魅力と活力あふれたまちづくりのために、精一杯頑張りたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。
本日は大変ありがとうございました。

佐藤副課長： 次第では7番その他、となっておりますが事務局の方からご用意、ご説明させていただく案件はございません。委員の皆様の方で、その他ありますでしょうか。

上野委員： ご説明をお願いしたいと思うのですが、現在の都市計画審議会委員が25名、これが改選期の9月から19名ということで6名が減ということが、先般、議会の代表者会議の中で説明がありました。ところが、私もこのところずっと都市計画審議委員をやっておりますが、この人数が減ることにつきましては全く寝耳に水ということでございましたので、なぜ、定数に変更になるかということと、なぜ我々が知らない間に9月から変更になるのかということについてご説明いただきたいと思います。

宮崎課長： ご説明申し上げます。今回の審議会の任期が8月で丁度終わり、改選期となっております。審議会的人数につきましては25名以内というふうに条例で定めてございますが、委員会のスリム化を図りたいということから、現在ご参加いただいております1号委員の学識経験者及び4号委員の分野について見直しをさせていただいたところでございます。現在の県内各市と新潟県の状況でございますが、25名定数のところ新潟県21名、新潟市は25名でございます。長岡市も現在29名定数のところ25名ということで、柏崎市20名ということになっております。全体の委員会そのもののスリム化を検討させていただいた中で、学識経験者は4名の減を事務局として予定をしているところでございます。それから議員の皆様をお願いをしている部分につきましては、新潟県、新潟市、長岡市につきましては概ね議員総数の1割程度で委員に参加をさせていただいておりますので、そのへんを目安に都市計画審議会のスリム化を図っていきたいと考えております。

上野委員： スリム化ということでご説明がありましたが、確かに市議会議員につきま

しては今まで定数が48名だったと、それが32名なったということで、ここを若干状況に応じて、ということは理解できます。ただ、先程スリム化ということでお話があったわけでありましたが、この都市計画審議会の役割というのは今日の審議内容でも明らかなように、上越市のまちづくり都市づくりをどうやっていくかということで、学識経験者の方々も、あるいは他の方も、すべてそういう意味では負託を受けた重要な役割だと思います。そのことをまずは、きちんと見ていただければ良いんじゃないかなと。そういった意味では例えば学識経験者が11名から7名に減らされるのですね。なぜここも手をつけるのかということと、それから議員の5人から3人に減らされますが、今日ご紹介ありましたように私以外、ここにおられる3人は、新たに委員として選任されたばかりです。まだ3カ月しかたっていないという中で、私ともう一人の方を含めて5人の中から誰を減らすのか、どの会派から減らすのか、今後の話し合いになってくるのですが、もう少し早くこの方向が出ていけば、改選期にきちんとそういう話し合いもできて、何もこの途中で定数削減という話をしなくてもよかったのではないかと思います。そういう事務局の考え方、やり方がどうも納得いかないとは私は思っているのです。もう少し分かりやすく納得できるようにご説明いただきたいと思います。

市川部長 : 今ほど、委員の全体の見直しについては担当課長が説明したとおりなのですが、上野委員がおっしゃるとおり、市議会議員の皆さんについてはこの5月にちょうど改選がありました関係で、そのタイミングに本来であればこういうことを考えているというお話をさせていただければよかったのですが、その辺については私ども事務局の方の配慮が足らなかった部分かなとっております。それについては申し訳ないという形で謝らなければいけない部分だと思っております。全体の中で、先程課長が申しあげましたように、他市等の状況も含めて、上越市として改選の時期の中で全体を見た中で学識経験者の中では法務、保健関係について減らすような方向で考えておるのですが、案件に関連する部分については、関係機関に別途意見照会しておりますので、全体の中で審議会の中のメンバーを整理させていただき、その一環として議員についても概ね定数の1割を目途に見直しさせていただきたいと考えておりますので、ご理解願いたいところです。

上野委員 : スリム化したいということ、それから議会の定数の関係と委員定数の適正さについては十分承知しました。ただ5月に議会が開催されたばかりで初めて3の方が委員会に出席されてきた中で、9月といっても今8月末ですから今後どうするのか、この3の方も含めて後任の方をどうするかという面も残っていますし、学識経験者11人の定数が7人になるということで、学識経験者の専門的な見地から色々検討、議論される立場にありますので、私はこの辺も少し問題があるのではないかと考えております。9月からではなく条例改正しないでももう少し先延ばして、それぞれの議論を尽くして納得したうえで定数削減をすべきだと思いますが、その辺の考えはないでしょうか。

市川部長 : 説明させていただいたとおり、今回の任期のタイミングに合わせてお願いしたいと考えております。

中出会長 : 手続き的な部分がまずいのはわかりました。ただ、昨日長岡市の都市計画審議会があって、私は会長をしているのですが、長岡市の都市計画審議会と上越市の都市計画審議会では構成が著しく違います。長岡市は1号委員という学識経験者は元々7人しかいません。毎回2人くらい欠席がいます。2号が議員4人です。3号が国、若しくは県庁の関係機関で国土交事務所や河川事務所で4人くらいいます。長岡の場合には市民の委員があって公募においた市民ではなくて、住民の代表の委員が9人いて多いです。市民が反対すると議決ができないということで長岡の都市計画審議会は担当課の都市計画課は出来レースでやろうと思ってもできない。県の場合は県会議員が反対するとだめかもしれないが、議員の数はそれほど多くありません。上越の場合にも学識経験者は必ずしも事務局の言うことを聞かないと思います。また、市議会議員の方が言うことを聞かないと思っているのですが、関係行政機関の方はネガティブチェックはするが、そうでなければなかなか物を言いにくいので、農業や工業の方は都市計画、河川のことは言いにくいと思いますし、長岡の場合、警察署長も入っています。あまり反対意見はないですね。その点から言うと1号委員が11人というのは委員総数の4割を占めていてかなり多いので、先ほど部長がいわれたように案件によっては関係ないときもあるかもしれないがアウトソーシングすることを考えやすいのは1号委員です。他のところはこうして拝見すると3号委員の公共団体及び公共的団体の役職員というのは、かなり住民代表に近いような形に入っておられて、それに公募に応じた市民の方ということからすると3号と5号は削れないとすると、1号と4号という形でバランスをとるのは他の自治体、魚沼、十日町、糸魚川でもさせていただいていますが、議員は2人くらいしか入っておられませんし、自治体そのものの規模が小さいので、手続的に上野委員の言われることはよくわかりますが、任期途中で委員になった方はその任期の終了時までというのは合意事項で書いていただいていると思うので、そこは目をつぶってやっていただきたいと思います。私は、なにも得をしませんので、市を弁護しているつもりはないのですが、条例改正でないとしても次の委員を任命すると2年経ってしまう。それは上越市の財政状況から好ましくないであろうという判断があったのだと思います。どちらかというとも5号委員をもっと増やしてもいいのではないかと思うくらいです。

上野委員 : これ以上この場所では言えませんので、愚痴を言ってもしょうがないです。

中出会長 : 議事録に残しておいてもらうことは大事です。

佐藤副課長 : 上野委員よろしいでしょうか。他にどなたかいらっしゃいますか。

はい、中村委員。

中村委員 : 私は、今日で最後になります。大変お世話になりました。最近、気になっていることがあります。以前に高田西小学校の近くの地区計画の変更の審議をしたのですが、最近聞くとところによると業者は撤退して開発しないのでないかという話が流れています。もし、本当であればあの審議はなんだったのかと思うのですが、どのような状況なのでしょう。

竹田係長 : 中村委員が言われているところにつきましては、おっしゃるとおり、都市計画決定の地区計画を変更した時については開発業者さんが動かれておりました。最終的に西小学校の周辺については地権者の合意が取れなかった実情がございまして、その部分については開発を断念した状況です。ただ地区計画の西小学校の南側の方で、また同じ業者さんで開発を予定しておりました、用地の取得も終わって開発許可の手続きも出ておりますので、そちらのほうでは開発が進んでいるということで地区計画上は変更したところについては生かされていて無駄になっていないところでございます。

中出会長 : 事務局にお願いがあります。特に今日の案件はすごく難しい内容でした。普通の方が聞かれても保留フレームとか特定保留とか一般保留はわからないと思います。私は都市計画が専門で、なおかつこの分野が専門なので 100%以上分かっているのですが、事務局にもお願いしますし、市民代表の方、4号議員もかまわないのですが、言葉の意味が良く分からないのであれば、質問していただいたほうが良いと思います。質問する権利がないのは関係行政機関の方で、分かって来ていると思いますが、他の方は分からない時には聞かないと、審議の内容自体は間違っていないですけど、分からない部分を明らかにして議論していることが都市計画審議会の議事録に残りますので、残しておくことで公平にやっていることにもなりますので、議案書が送付された時に分からない言葉があったらチェックしておいて、それについて説明がされなかったら、分からないと言っていたら良いと思います。今日 10時からの審議会が 1 時間で終わっております。長岡から 1 時間かけて来て 1 時間かけて帰るので 1 時間の審議会だと 3 分の 2 は移動時間になるので、私は審議が 2 時間かかっても構いません。皆さんはもう少し早く帰りたいと思うかもしれませんが、審議はいわゆる普通の市民の方がちゃんと分かってもらえるような審議をした方が良くと思います。これは都市計画法の 3 条のところ国及び、地方公共団体、住民の責務と書いてあります。住民にも責務がありますので分からないままにしないで、分かるようにしていただければと思います。ただ、ひとつ申し上げたいのは、ここは審議会であって陳情請願の場ではないので、自宅の前の道を何とかしてくれとかいうのは審議会の役目ではないということですが、今、中村委員が質問されたようなことは自分の家の前なんとかしろというのでなくて審議会そのものに関わることでありますので、そういうことについては積極的に言っていただく上越

市の都市計画行政がより良くなると思います。

佐藤副課長： 次回以降、資料作成等に注意を払ってまいりたいと思います。以上を持ちまして都市計画審議会を閉会とさせていただきたいと思います。本日は貴重なご意見をたくさん頂きありがとうございました。

9 問合せ先

都市整備部都市整備課監理係 TEL：025-526-5111（内線1784）

E-mail：toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。